

規制改革・民間開放推進会議 福祉・保育WGヒアリング

厚生労働省説明資料

平成18年11月16日

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障

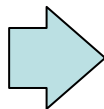
資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

- 自立の助長

最低生活の保障

資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

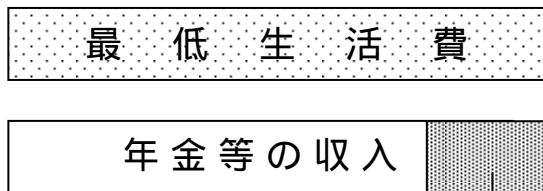
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



保護の開始時に調査
(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)
保護適用後にも届出を義務付け

支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

(2) 生活保護の実施体制

福祉事務所の設置

都道府県及び市は、福祉事務所を設置しなければならない。

町村は、福祉事務所を設置することができる。

○ 設置数

全国 1,233カ所

都道府県の設置する福祉事務所: 246カ所

市の設置する福祉事務所: 979カ所

町村の設置する福祉事務所: 8カ所

(平成18年4月現在: 厚生労働省社会・援護局調べ)

職員の配置

福祉事務所には、所長、査察指導員(指導監督を行う所員)及び現業員(ケースワーカー)を置かなければならない。

現業員の定数は、被保護世帯数80世帯につき1人(市部)又は65世帯に1人(郡部)を標準。

(3) 費用負担

人件費等の業務に要する費用は、地方自治体の負担。

保護費は、国が3/4、地方自治体が1/4の負担。

生活保護業務の全体像

面接相談

- 世帯の現状聴取 → 相談者の主訴を傾聴し、そのニーズを的確に把握
- 生活保護制度の説明 → 生活保護の受給要件等について説明
- 他法他施策の活用助言 → 年金、手当、介護保険、障害者施策、生活福祉資金等の活用について助言
- 申請書の交付・受理 → 申請意思の確認、申請手続の援助

保護申請

→ 【保護の要件を審査】

- 家庭訪問 → 生活歴や職歴の聴取、家族や親族の状況聴取
- 資産調査の実施 → 預貯金、生命保険、不動産の保有状況を金融機関や法務局等へ調査
- 病状調査の実施 → 主治医からの聴取（主治医訪問）、嘱託医協議等を通じて病状を把握
- 稼働能力活用状況の把握 → 病状調査による本人の就労阻害要因や疾病に関する医師の診断、これを踏まえた本人の求職活動の状況及び地域の求人状況等を総合的に勘案して判断
- 扶養調査の実施 → 戸籍等による扶養義務者の存否確認や扶養照会を実施
- 他法他施策の活用状況の調査 → 年金受給権の有無、介護保険や障害者施策等の活用の可能性を調査

保護決定

- 保護の要否判定及び程度の決定、保護費の算定及び支給決定事務
- 処遇方針の策定 → 個々の被保護者の実情に応じた処遇方針の作成、ケース診断会議の実施

保護受給

- 自立支援 → 処遇方針を踏まえ、被保護世帯の多様な問題に対応した支援、ハローワーク等関係機関との連携
例）母子世帯に対する就労支援、長期入院患者や精神障害者に対する退院促進
- 家庭訪問による被保護者の生活実態の把握、生活ニーズの把握
- 保護受給中の定期的な調査の実施 → 収入申告書の徴取、課税調査の実施等
- 被保護者の状況の変化に応じた処遇方針の見直し
- 指導指示の実施 → 特に就労阻害要因のない者が求職活動に努力していない場合等について、指導指示を行い、これに従わない場合には、所要の手続きを経て保護の停廃止を決定

保護廃止

被保護者に対する自立支援について

現状

○ 生活保護の目的

最低生活費の支給

自立の助長

○ 自立の助長の内容

日常生活自立→入院から在宅復帰 等

社会生活自立→ひきこもり防止、社会参加等

経済的自立 → 就労

○ 課題

【被保護世帯】

・ 被保護世帯の抱える多様な問題に対応できているか。

- 精神疾患、高齢者等の傷病(社会的入院を含む)
- DV、虐待
- 若年無業者(N E E T)、多重債務、元ホームレス等

【保護の実施機関】

・ 組織的に対応する体制ができているか。

- ケースワーカー個人の経験等に依存。

取組み

○ 自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

・ 保護の実施機関が策定し、組織的に取組み

管内の被保護世帯全体の状況を把握

被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定

- (例1) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム
- (例2) 精神障害者・高齢者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- (例3) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

これに基づき個々の被保護者に必要な支援を保健所、医療機関、ハローワーク、NPO等とも連携しつつ、組織的に実施

・ 策定状況 (平成17年12月末現在)

285の自治体(保護の実施自治体828の34%)で585のプログラムを策定

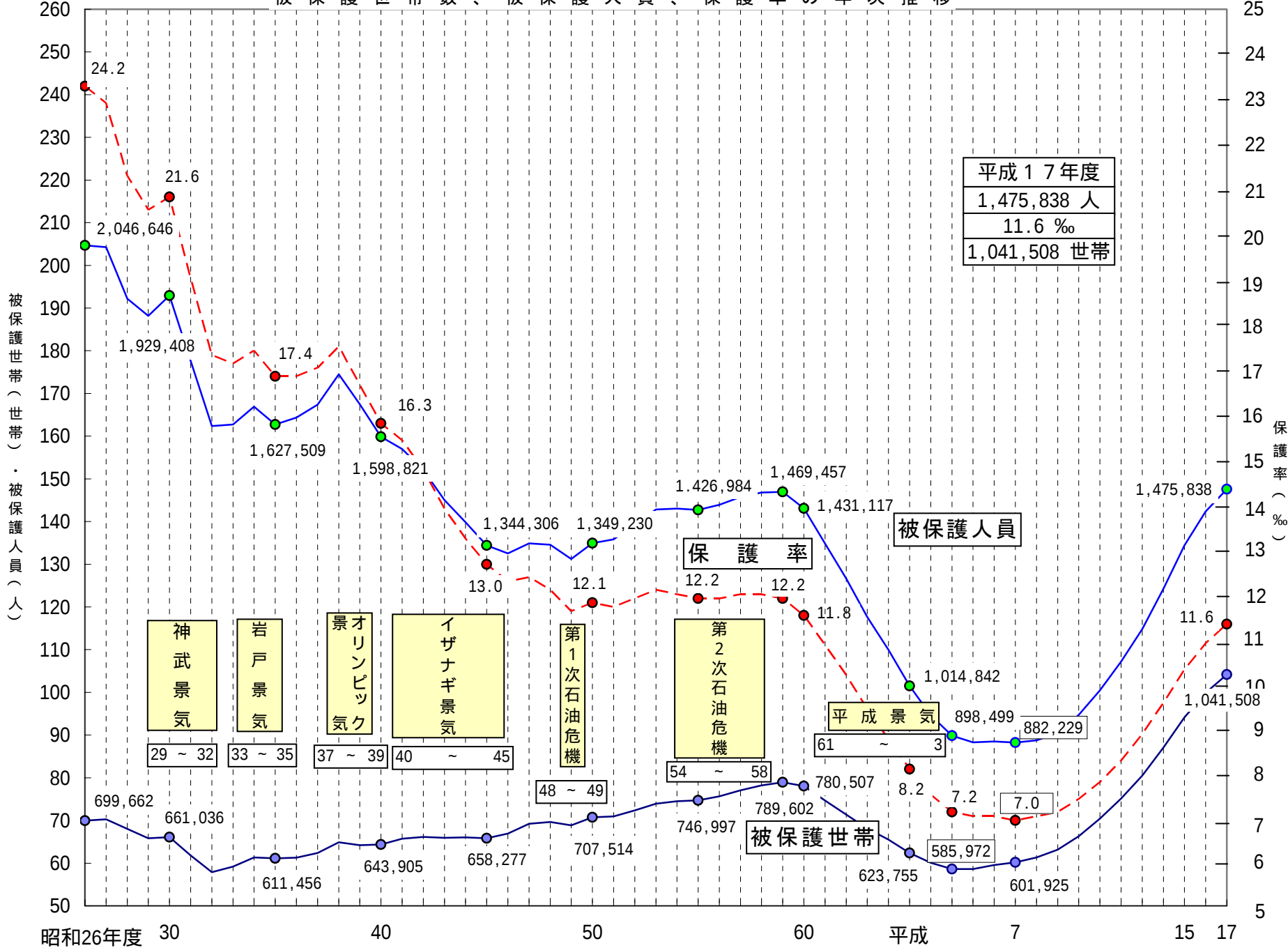
・ 今後の取組

全自治体での策定、モデル事例の紹介、実施体制の強化等

○ 生活保護受給者就労支援事業の創設

(平成17年度～)

・ 福祉事務所とハローワークが連携し就労支援



○ 現業員の状況

年度	総 数			現業員数が標準数を満たしている福祉事務所		現業員数が標準数に不足している福祉事務所	
	福祉事務所数	現業員数	標準数	事務所数	標準数を超える人員の合計	事務所数	標準に不足する人員の合計
55	1,162	10,416	9,562	1,039	-	123	-
60	1,175	10,989	9,918	1,057	-	118	-
2	1,196	10,349	8,008	1,190	-	6	-
7	1,198	9,277	7,444	1,179	-	19	-
12	1,200	10,102	9,283	1,053	-	147	-
14	1,198	10,847	10,725	947	980	251	858
15	1,212	11,408	11,534	943	963	269	1,089
16	1,225	11,944	12,210	944	932	281	1,198

(出典)生活保護法施行事務監査資料

「－」は統計なし

○ 現業員の現業経験 1 年未満の者の状況の推移

年度	現業員の総数 (A)	現業経験 1 年未満 の者の数 (B)	割 合 (B / A)
55	10,416 人	1,971 人	18.9 %
60	10,989	2,252	20.5
2	10,349	2,109	20.4
7	8,946	2,061	23.0
12	10,102	2,325	23.0
14	10,847	2,577	23.8
15	11,408	2,840	24.9
16	11,944	2,846	23.8

(出典)生活保護法施行事務監査資料

福祉事務所業務の外部委託について

- ① 生活保護の決定・廃止決定は、自治体又はその管理に属する行政庁（福祉事務所）の長の名において行う必要があるが、これら以外に福祉事務所の業務遂行に当たって、非常勤職員の雇用や外部委託を禁止する規制はない。
- ② 各自治体は、従来から、就労支援や面接相談等の業務を非常勤職員によって実施するとともに、業務の外部組織への委託なども推進。

具体例

- ・ 埼玉県 就労支援について埼玉県雇用対策協議会に、自立相談について埼玉県社会福祉士会に委託
- ・ 横浜市 就労支援員として非常勤職員を雇用
- ・ 新宿区 就労支援・日常生活支援の事業をNPO法人に委託
- ・ 大阪市 非常勤職員を雇用し、高齢者の家庭訪問を実施
- ・ 川崎市 面接相談員としてケースワーカーOBを雇用
- ・ 名古屋市 生活保護システム入力業務を民間企業に委託、レセプト点検を民間企業に委託

- ③ 国としても、自治体における次の事業に対して、セーフティネット支援対策等事業費補助金（一部は、10/10補助）を交付し、自治体の取組を推進。

i) 自立支援プログラム策定実施推進事業

自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制、多様かつ重層的な自立支援プログラムのメニューを整備する事業

) 生活保護適正化実施推進事業

面接相談員の体制整備、医療扶助のレセプト点検・収入資産調査の充実強化、生活保護関係職員の研修などを推進する事業

ケースワーカーの配置基準について

- ① 平成12年に、ケースワーカー（常勤公務員）の配置基準を最低基準数から標準数に改正。弾力的運用も可能。
 - 困難事例を多く抱えるケースワーカーは担当する被保護世帯数を少なくし、高齢者等を多く抱えるケースワーカーは担当世帯数を多くするなど、現場の実状に応じて、メリハリを付けることは可能
- ② 現在のケースワーカーの業務は、複雑・多様化。
 - 高齢者世帯が増加し、訪問業務は軽減されても、病状調査や年金受給権の有無、介護保険・障害者施策等の活用可能性の調査などが増加
 - 被保護世帯が抱える問題は多様化（精神疾患、DV、虐待、NEET、多重債務、元ホームレス等）
 - 自立・就労支援の取組強化という新たな業務に対応が必要
- ③ このため、自治体では、非常勤職員の雇用や業務の外部委託を進め、限られたケースワーカーの業務を集中・集約化して、生活保護行政の適正な実施を進めているところ。
- ④ 自治体は、標準数の維持・強化を求めるところが大半であり、多くの自治体では、この標準数を目安として、ケースワーカーの人員確保に努めているところ。非常勤職員や外部委託を標準数の算定に充てることによりケースワーカー数を削減したいという意見は無く、また、生活保護受給者数が増加を続け、生活保護の適正実施と自立支援の取組の強化が求められている現下の状況において、ケースワーカー数を削減できる状況にはない。
- ⑤ よって、常勤職員のみを算定している現行の取扱いを維持することが適當。

会計検査院実地検査指摘(平成18年9月)

会計検査院検査対象

20都道府県145福祉事務所

会計検査院の指摘事項

被保護者378人について、年金の受給権が発生しているのに年金の裁定請求手続きが行われず、年金を受給していない事態が見受けられた。被保護者が年金を受給していれば、平成12年度から18年度までの支給済保護費を3億4140万円低減できたと認められる。

- (発生原因)
- ・年金受給資格の調査が不十分
 - ・特別支給の老齢厚生年金の受給資格の確認が不十分
 - ・年金制度に対する理解が不足

被保護者914人について、障害者自立支援法(旧精神保健福祉法)に基づく公費負担医療の対象となり得るのに、その適用が適切に行われていない事態が見受けられた。公費負担医療を適切に活用すれば、平成16、17年度の支給済保護費を1億7742万円低減できたと認められる。

- (発生原因)
- ・被保護者の病名の確認が不適切
 - ・被保護者が通院する医療機関の主治医等との連絡が不十分